

特記仕様書

業務名 南部中核拠点 測量業務委託（その2）

業務番号 第1-委-7号

業務場所 五條市御山町 他

第1条

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月奈良県国土マネジメント部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条（業務目的）

本業務は、昨年6月に策定した南部中核拠点整備基本計画でとりまとめたSTEP2段階における市道丹原火打線の道路整備に向け、道路課題の再検証及び道路設計を行うための測量（用地測量、現地測量、基準点測量）を行い、必要な図書を取りまとめることを目的とする。

第3条（業務内容）

1. 道路の課題再検証により必要と判断される範囲において、用地測量、現地測量及び基準点測量を行う。
2. 用地測量にあたっては、過年度成果及び五條市が実施した国土調査を併せて整理する。また、地番の混在等用地上の課題が確認される場合には、課題の検証についても実施する。
3. 基準点測量にあたっては、現場状況及び周辺基準点を確認の上、必要な基準点を選点し、基準点数に変更等生じる場合には、担当調査員と協議の上決定するものとする。

第4条（打合せ協議）

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ時（3回）、成果品納入時の計5回行うものとする。ただし、中間打合せは、調査職員と協議の上、打合せ回数を変更出来るものとする。業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

第5条（土地への立ち入り等に必要な身分証明書発行について（共通仕様書「IV-1-6」））

身分証明書の発注対象者は原則として、主任技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。また、土地立ち入りの際には必ず携帯し、関係者等より請求を受けた場合これを提示すること。

身分証明書の右上に顔写真を貼り、身分証明書を作成すること。また黄色の腕章を作成し、土地立ち入りの際には必ず携帯すること。

第6条（貸与資料）

本業務の実施にあたり必要となる成果品を初回打合せ時に貸与する。

第7条（電子納品について）

本業務での成果品は、以下の通りとする。

○電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）：（以下、要領）」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）（以下、両者を総称して「要領」という）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いや現状把握等で収集したデータ関係の取り扱いについては、別途調査職員と協議すること。

○成果品の提出

成果品は「要領」に基づいて作成した電子データを従来方式の原稿に代わるものとしてCD-Rに納め2部提出するとともに製本版2部（報告書（簡易製本2部）等）、その他発注者が指示するものを納品する。

第8条（その他特記事項）

1. 調査結果は、随時調査職員へ報告すると共に、調査職員の指示があれば整理し報告すること。

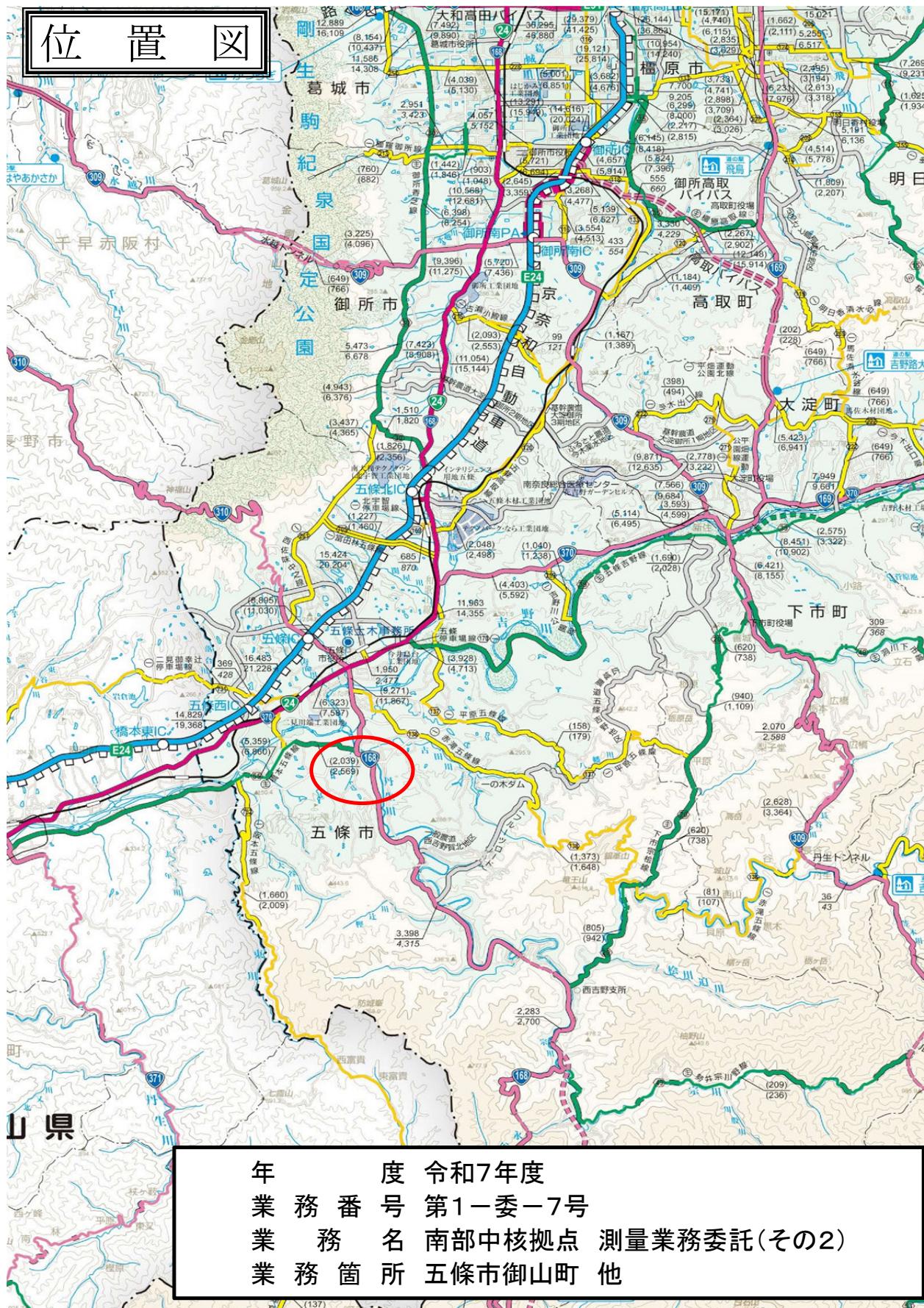
2. 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

3. 業務内容の進捗状況について適宜監督員に報告すること。

4. 発注者から貸与された過年度成果については、紛失等が生じないよう適切に管理すること。

5. 測量業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。

位 置 図



年 度 令和7年度
業 務 番 号 第1-委-7号
業 務 名 南部中核拠点 測量業務委託(その2)
業 務 箇 所 五條市御山町 他

「奈良県道路網図 (R6JHs 599) を転載」

測量数量表

| | | | | | | |
|------|--------------------|--|--|--|--|--|
| 委託名 | 南部中核拠点 測量業務委託（その2） | | | | | |
| 委託番号 | 第1-委-7号 | | | | | |
| 路線名 | - | | | | | |
| 委託箇所 | 五條市御山町 他 | | | | | |

| 項目 | 工種 | 種別 | 細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 摘要 | | | | | | | | |
|-------|-------|----------|-------------|-------|----|-----|---------------|-------|-----------------|------|--------------|------|--|--|--|
| | | | | | | | 地域 | 耕地 | 地形 | 平地 | 変化率 | 0.0 | | | |
| 基準点測量 | 基準点測量 | 基準点測量 | 3級 | | 点 | 6 | 配点数（線状） | 1,100 | $m \div 200 =$ | 6 | 点-1、2級基準点数 | | | | |
| | | | | | | | 配点数（面状） | 4.4 | $ha \div 3.5 =$ | 1.3 | 点-1、2級基準点数 | | | | |
| | | | | | | | 配点数（線状） | 1,100 | $m \div 50 =$ | 22 | 点-1、2、3級基準点数 | | | | |
| | 4級 | | | | 点 | 16 | 配点数（面状） | 4.4 | $ha \div 0.2 =$ | 22.0 | 点-1、2、3級基準点数 | | | | |
| | | | | | | | 地域 | 耕地 | 地形 | 平地 | 変化率 | 0.0 | | | |
| | | | | | | | 作業数量 | 0.044 | km^2 | | | | | | |
| 地形測量 | 地形測量 | 現地測量 | 現地測量（作業計画） | | 業務 | 1 | | | | | | | | | |
| | | | 現地測量 | 1/500 | 式 | 1 | 地域 | 耕地 | 地形 | 平地 | 変化率 | 0.10 | | | |
| 用地測量 | 用地測量 | 用地測量 | 作業計画 | | 業務 | 1 | | | | | | | | | |
| | | | 土地登記簿調査 | | ha | 7.4 | 地域 | 耕地・森林 | 市道丹原火打線 | | | | | | |
| | | | 建物登記簿調査 | | 戸 | 16 | | | 市道丹原火打線 | | | | | | |
| | | | 権利者確認調査（当初） | | ha | 7.4 | 地域 | 耕地・森林 | 市道丹原火打線 | | | | | | |
| 共通 | 打合せ等 | 打合せ協議 | 打合せ | | 業務 | 1 | 中間打合せ | 3回 | | | | | | | |
| 直接経費 | 直接経費 | 旅費交通費 | 旅費（率計上・宿泊無） | | 式 | 1 | | | | | | | | | |
| | 安全費 | 安全費 | | | 式 | 1 | | | | | | | | | |
| | | 電子成果品作成費 | | | 式 | 1 | | | | | | | | | |
| 技術管理費 | | | | | 式 | 1 | | | | | | | | | |
| | 技術管理費 | 成果検定費等 | 成果検定費 | | 式 | 1 | 公共測量 3級基準点検定費 | | | | | | | | |